

訪問看護ステーションあさひだい
運営規程

訪問看護ステーションあさひだい

運営規程

【目的】

第1条 社会福祉法人櫻会が開設する訪問看護ステーションあさひだい（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適性運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が医療保険法、介護保険法等関係法令に基づいた利用者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

【基本方針】

第2条 事業所の従事者は、医療保険法、介護保険法等関係法令に基づいた利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において入浴、排泄、食事の援助、その他生活全般にわたる看護を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能・生活機能の維持又は向上、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

【運営方針】

第3条 事業所において提供するサービスは、医療保険法、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に把握し、個別に訪問看護計画を作成することにより利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

4 適切な看護技術をもってサービスを提供し、常にサービスの質の管理及び評価を行う。

5 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問看護を行う。

【事業所の名称等】

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 事業所 訪問看護ステーションあさひだい

(2) 所在地 茨城県石岡市旭台1丁目17-26

【従業者の職種、員数及び職務内容】

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 常勤 1 名 (看護師)

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

職員の健康相談等、心身に関する相談窓口となり助言、指導を行う。

(2) 保健師又は看護師の資格を有する職員 2 名以上は、指示された指定訪問看護の提供にあたる。

(3) 必要に応じて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を有する職員を配置する。

【営業日及び営業時間】

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は月曜日から金曜日とする。

(2) 営業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(3) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日及び年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）は休業とする。

(4) 電話等により常時連絡が可能な体制を確保する。

【訪問看護の内容】

第7条 訪問看護内容は、次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭、洗髪・入浴介助等による清潔の保持

(3) 食事、排泄等の援助

(4) 床ずれの予防・処置

(5) リハビリテーション

(6) ターミナルケア

(7) 認知症・精神障害に対するケア

(8) 療養生活や介護方法の助言

(9) 関連職種との連携

(10) カテーテル等の管理

(11) その他医師の指示による医療処置

【訪問看護計画の作成等】

第8条 訪問看護の提供を開始する場合には、利用者の心身の状況、希望及び家族の介護の状況や生活環境等を考慮し個別に訪問看護計画を作成する。また介護保険においては、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った訪問看護計画を作成する。

2 訪問看護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を求める。

【利用料等】

第9条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

(介護保険・介護予防)

(1) 基本利用料及び加算利用料

事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時には、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(2) その他の利用料

※別紙、料金表のとおりとする。

(医療保険)

(1) 基本利用料及び加算利用料

厚生労働大臣が定める健康保険法等に基づく額を徴収する。

(2) その他の利用料

※ 別紙、料金表のとおりとする。

2 サービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得るものとし、利用料の支払い、及び支払条件については同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

3 厚生労働大臣が定める基準は、事業所の見やすい場所に掲示する。

【通常の事業の実施地域】

第10条 通常の事業の実施地域は、石岡市、小美玉市とする。

2 但し、第1項の地域以外においても利用者の希望があれば対応できるよう努力する。

【緊急時における対応方法】

第11条 事業所の従業者は、訪問看護を実施中に、利用者の心身の状況に異常を認めた場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

【秘密保持】

第12条 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守しなければならない。事業者は、秘密保持を徹底するため、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密保持をする旨、従業者との雇用契約書等に記載するものとする。

2 情報提供においては、医療保険、介護保険サービス利用のために市町村、介護保険事業者、当該利用者が通う学校等へ、あるいは適切な在宅医療のため医療機関へ情報を提出するものとする。また、サービス向上のため学会、研究会等の事例検討発表に提供するが、この場合利用者個人を特定できないように仮名等を使用するものとする。

る。

尚、上記においては契約時に説明し、利用者及び代理人等の了解を得た後、署名捺印をもって同意とする。

【事故発生時の対応】

第13条 利用者に対する当事業所のサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録することとする。

2 事業所の従業者が業務実施中に賠償を伴う責任が生じた場合は、事業者が加入する総合補償を速やかに行わなければならない。

【衛生管理】

第14条 訪問看護に使用する備品等は、常に清潔に保持し定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に留意するものとする。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

【記録の整備】

第15条 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- ① 主治医の指示書
- ② 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
- ③ 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
- ④ 提供した具体的サービス内容等の記録
- ⑤ 利用者に関する市町村への報告等の記録
- ⑥ 苦情の内容等に関する記録
- ⑦ 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

【虐待の防止のための措置に関する事項】

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

①従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施（年1回）

②措置を適切に実施するための責任者 管理者 原田 直子

③虐待等に対する相談窓口の設置

受付時間 午前8：30～午後17：30

受付窓口 訪問看護ステーションあさひだい 070-1736-7415

担当者 原田 直子

④虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を月1回に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

⑤その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に当該事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【その他の運営についての留意事項】

第17条 事業所の会計は、他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年3月31日の会計期間とする。

2 事業所の運営規程の概要、訪問看護師、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

3 24時間対応体制のため、連絡があれば直ちに訪問できる体制を整えておくものとする。

4 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

5 従業者は、その勤務中常にその身分を証する証票を携帯し、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する。

6 事業所は、すべての訪問看護師等に対し、健康診断等を定期的実施する。

7 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

8 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

9 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、櫛会理事会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成30年7月1日から施行する

この規程は令和元年8月1日から施行する

この規程は令和4年12月1日から施行する

この規定は令和6年5月15日から施行する